



すみだ北斎美術館蔵

(画像提供：すみだ北斎美術館/DNPartcom)

浮世絵

葛飾北斎

『かめろど天神たいこぼし』

(かめいどてんじんたいこぼし)

この図は、葛飾北斎筆の大判錦絵『諸国名橋奇覧』(しよこくめいきようきらん)のうちの1枚。全国の有名な橋や、当時は存在しないが物語などで伝わる橋を描いたシリーズで、11図が確認されている。天保4年～5年(1833年～34年)頃の作品。

地元、江東区亀戸の「亀戸天神社」にある心字池に架かる「太鼓橋」を描いた作品。特徴的なのは太鼓橋の大きさ、本来の高さの2倍の高さに描き、太鼓橋を強調しているといわれる。

橋の奥には藤棚が描かれ、江戸の頃より太鼓橋から境内の藤棚は眺められていたのだらう。

亀戸天神社は菅原道真公をお祀りし、古くは「東宰府天満宮」あるいは「亀戸宰府天満宮」と称されていたが、昭和11年(1936年)に現在の亀戸天神社となった。

心字池には、3本の橋が架かり、人生の一生を橋に見立てる「三世一念の理」を表している。1つ目の大きな橋は「太鼓橋 男橋」で過去、続く「平橋」は現在、本殿手前の「太鼓橋 女橋」は未来を象徴し、渡るにつれて心身が浄化されていくといわれる。

令和7年度税制改正大綱 ― 法人会の税制改正提言 ―

中小企業に対する軽減税率は維持！

税と社会保障の問題への対応が始まる！

政府は、令和6年12月27日に令和7年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた中小企業に対する軽減税率・投資促進税制などは2年間延長され、税と社会保障制度に対するあり方をめぐって個人所得課税では、基礎控除・給与所得控除が引き上げられることで、「年収の壁」への対応が始まりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■中小企業者等の軽減税率の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例は、次の見直しを行った上、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度と

なり。①所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率は15%から17%に引き上げられます。②適用対象法人の範囲から通算法人は除外されます。

■中小企業投資促進税制の延長

中小企業投資促進税制は、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度までとなります。

■中小企業経営強化税制の延長

中小企業者等が特定経営力向上設備等取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、一定の措置を講じた上、その適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までとなります。

■企業版ふるさと納税制度の延長

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度は、適用期

■リース取引についての取扱い

①オペレーティング・リース取引により資産の賃借を行った場合、その取引の契約に基づきその法人が支払う金額は、その金額のうち債務の属する事業年度に損金算入した日の属する事業年度に損金算入します。会計基準とは異なる取扱いであるため、別表による調整が必要となります。

②リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例は、廃止されます。(適用時期については大綱上明記されていませんが一定の調整期間を設けると考えられます。)

③令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引のリース資産の減価償却は、リース期間定額法の計算で残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点に1円に達するまで償却が可能となります。

■防衛特別法人税の創設

基礎控除500万円の法人税額から4%を、防衛特別法人税として課税する仕組みが創設されます。令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

所得税・住民税関係

■基礎控除の引上げ

基礎控除は、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げ、58万円になります。所得に応じた基礎控除は次のとおりです。

本人の合計所得金額	基礎控除
2,350万円以下	58万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円

■給与所得控除

給与所得控除は、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられます。

■特定親族特別控除

居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合に、その居住者のその年分の総所得金額等から次のとおり控除額が控除されます。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

大学生等の子がアルバイトをしていて、子の収入金額が103万円を超えることで、親の扶養親族から外れ、結果として子の収入金額の手取り額の増加より、親の税負担の増加が大きくなることを是正することを趣旨とします。

■同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件の緩和

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。これは、基礎控除の金額と一致させる取扱いです。

■ひとり親の生計を一にする子の総所得金額要件の緩和

ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。

■勤労学生の合計所得金額要件の緩和

勤労学生の合計所得金額要件が5万円以下から85万円以下に引き上げられます。

■家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の最低保障額の緩和

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。いわゆる内職者に、給与所得控除と同額の控除を認める制度であるため、給与所得控除と一致させる趣旨です。

※前記の各改正は、令和7年分以後の所得税に適用されます。ただし、源泉徴収額への影響は令和8年1月1日以後支払う給与等及び公的年金等について適用されます。

■個人住民税の改正

所得税の改正に合わせて個人住民税に、控除額等の見直しが行われます。令和8年度分以後の個人住民税について適用されます。

■生命保険料控除の見直し

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合、令和8年度分の一般生命保険料控除の最大除額を現在の4万円から6万円に引き上げられます。ただし、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は従来通り12万円となります。

■子育て世帯向け住宅ローン減税の改正

引き下げ予定であった借入限度額は、特に対象個人夫婦どちらかが40歳未満あるいは19歳未満の子がいる場合、取得した省エネ性能に優れた長期優良住宅に令和7年の間に居住の用に供した場合でも、住宅借入金等の年末残高の限度額5,000万は維持されます。

■確定拠出年金制度等の改正に合わせ

①企業型確定拠出年金制度のマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件が廃止されます。また、拠出限度額は、確定給付企業年金制度に加入していない者は月額6.2万円、加入している者は月額6.2万円から確定給付企業年金ことの掛金相当額を控除した額に引き上げられます。

②個人型確定拠出年金制度は、60歳以上70歳未満で現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であつて、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額は月額6.2万円となります。拠出限度額については、第一号被保険者は月額7.5万円、企業年金加入者は月額6.2万円から確定給付企業年金ことの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金を控除した額、企業年金に未加入の者は月額6.2万円となります。

③国民年金基金の掛金額の上限は、月額7.5万円となります。

■受益者等が存しない信託に受益者等が存在することになった場合

受益者等の存しない信託である法人課税信託が、受益者等が存することと法人課税信託に該当しないこととなつた場合、その法人課税信託が特定財産に属する特定株式は、特定株式をその該当しないこととなつた時における価額により取得したものとみなして、その受益者等の各年分の各種所得の金額を計算するものとし、特定株式のその時の直前の帳簿価額に相当する金額は、受益者等のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととなります。

■退職所得の源泉徴収票の提出義務

退職手当等の支払を受ける者は、退職手当等の支払を受ける全ての居住者に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならぬこととなります。令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用されます。

■相続税・贈与税関係

■結婚・子育て資金の一括贈与と制度の期限の延長

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までとなります。

■事業承継税制の改正

事業承継税制では、非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件が「役員として贈与の日まで3年以上継続していること」から「贈与の直前に役員であること」に緩和されます。令和7年1月1日以後の贈与から適用されます。

■資産税関係

中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき、中

小事業者等が取得する生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置は、次の見直しを行った上、その適用期限が2年延長されます。

①対象資産を雇用者給与等支給額の引上げの方針を位置づけた同計画に基づき取得する一定の機械・装置等に限定します。

②当該機械・装置等に係る課税標準は、次のとおりとします。

雇用者給与等支給額	軽減期間	課税標準額
1.5%以上引上げ	3年間	2分の1
3%以上引上げ	5年間	4分の1

■消費税関係

■輸出品物販売場における免税方式の見直し

①輸出品物販売場を経営する事業者が、免税購入対象者に対して免税対象物品を譲渡した場合、購入者が購入した日から90日以内に出境地の税関長による確認を受けたときは、その確認をした旨の情報を輸出品物販売場を経営する事業者において保存することを要件に、その免税対象物品の譲渡について、消費税が免除されます。

②免税購入対象者は、購入した免税対象物品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受け、その確認を受けた免税対象物品を国外に持ち出さなければならぬこととされます。

③税関長は、輸出品物販売場を経営する事業者に対し、購入記録情報とともに、国税庁の免税販売管理システムを通じて税関確認情報を提供するものとされます。

■免税対象物品の範囲の見直し

①消耗品について免税購入対象者の同一店舗一日当たりの購入上限額及び特殊包装を廃止するとともに、一般

物品と消耗品の区分が廃止されます。

②免税販売の対象外とされている通常生活の用に供しないものの要件を廃止し、金地金等の不正の目的で購入されるおそれが高い物品は、免税販売の対象外とされる物品として個別に定める仕組みとなります。

■免税販売手続の見直し

①船舶額光上陸許可等により上陸する者の免税販売手続は、上陸許可書及び旅券の提示を求め、輸出品販売場を経営する事業者は、旅券番号に基づき購入記録情報を提供するものとします。

②免税購入対象者が輸出品物販売場で運送契約を締結し、その場で物品を運送事業者へ引き渡す、いわゆる「直送」による免税販売方式は、輸出免税制度により消費税を免除されることとなります。輸出品物販売場の販売は、購入者の不正が多く、輸出品物販売場の負担が大きくなつていました。今回の改正で輸出品物販売場の負担が相当軽減されることが見込まれます。

■その他

■グローバル・ミナム課税への対応

軽課税所得ルールの対応及び国内ミナム課税に対応するための法整備を行います。国際的な税率の引下げ競争を防止する趣旨の改正です。

■ガソリン税の引下げ

ガソリンの暫定税率は廃止される見込みです。具体的な実施時期等については、今後協議される見込みです。報道等で大きく取り上げられていた部分ですが、生活に直結する減税となります。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS 税理士法人

税理士 飯田聡郎

TEL 03-5363-5558

FAX 03-5363-5549

HP <http://www.tid-office.jp/>

東京法人会連合会

令和7年1月から令和8年3月 無料記帳指導・税務相談のご案内

- ◇ 会社設立後間もないなど、専門家に相談しにくい法人のために、法人会と東京税理士会江東東支部が連携して実施しています。
- ◇ 法人会の会員・非会員は問いません。
- ◇ 記帳や税務に関して個別にご相談いただけます。
- ◇ 予約制となりますので、事前下記へ電話にてお申込ください。
- ◇ お一人様の相談時間は1時間です。

一人で悩む前に
まず相談を!!



● お問い合わせ・お申込は
TEL 03-3684-2303 またはメール info@koto-higashi-h.or.jp
にて江東東法人会 事務局までご連絡ください。

～ 日程表 ～

毎週 10時～15時	
① 10時～11時	② 11時～12時
③ 13時～14時	④ 14時～15時
担当：東京税理士会 江東東支部 所属税理士	
年 月 日 (曜日)	
令和7年1月14日(火)	令和7年2月12日(水)
令和7年3月13日(木)	令和7年4月8日(火)
令和7年5月14日(水)	令和7年6月5日(木)
令和7年7月8日(火)	令和7年8月6日(水)
令和7年9月11日(木)	令和7年10月7日(火)
令和7年11月5日(水)	令和7年12月11日(木)
令和8年1月13日(火)	令和8年2月4日(水)
令和8年3月12日(木)	

会場：(公社)江東東法人会
JR亀戸駅(北口)より徒歩5分



公益社団法人 江東東法人会

〒136-0071
江東区亀戸2-17-15 TEL 03-3684-2303 FAX 03-3684-2305
ホームページ <https://www.koto-higashi-h.or.jp/>

東京税理士会江東東支部の
ご協力により、毎月中旬に法
人会館で午前10時から午後3
時(内、1時間は昼食休憩)
の各1時間の4枠で予約受付
している。
東京税理士会江東東支部所
属の税理士との個別相談とな

当会が実施している無料記
帳指導・税務相談は、公益法
人としての活動の柱の一つで
ある「地域企業の健全な発展
に資する事業」として、平成
23年度から実施している。



1対1でたっぷり1時間
相談できます。

会員以外の相談も受付して
いるので、会社設立後間もな
い等、専門家に相談しづらい
方など、お気軽にお電話でお
申し込みください。

令和7年1月から令和8年3月 無料記帳指導・税務相談のご案内

第18回 健康ウォーキング ビルの谷間のペDESTリアンデッキと 月島もんじゃの街ウォーク



松山正光氏

4月12日(土)午前9時、当会
会員と江東東税務署の皆様合
わせて計46名が、JR浜松町
駅側にある旧芝離宮恩賜庭園
児童公園に集合した。

公益事業委員会担当副会長
であり、JWA公認指導士の
松山正光氏の指導のもとスト
レッチを行いスタート。

今回は、オフィスビルなど
を結ぶ地上3階程の高さに位



イタリア公園で集合写真。
左上に「ゆりかもめ」

ペDESTリアンデッキの横を
東海道新幹線が通る
頭上は「ゆりかもめ」の高架。



必見! 宮崎駿デザイン
日テレ仕掛け大時計。

置する歩行者専用通路ペデス
トリアンデッキを歩く。デッ
キと並行して山手線や京浜東
北線、東海道新幹線が通り、
頭上を「ゆりかもめ」が通過
する絶好のトレインビュース
ポイントである。途中、宮崎駿
デザインの日テレ仕掛け大時
計も楽しめるのもポイントだ。
銀座手前で地上に降り、晴
海通りに進み歌舞伎座、築地



少し満開を過ぎたがまだまだ美しい
川岸にいただける桜の大横川側道。

ゴール地では再度ストレッ
チを行い、一人ずつ完歩賞を
お渡しして終了となった。

を越えて勝鬃橋を渡り、食欲
をそそる香り漂う月島もんじ
や街を抜け清澄通りへ。東京
海洋大学前を通過し、川の両
岸にいただける美しい桜と花見
手漕ぎ和船で有名な大横川側
道を進み、ゴールとなる深川
公園まで約6kmのお花見ウォ
ーキングも楽しんだ。



約60店舗ほどのもんじゃ焼き屋さん
が並ぶ月島もんじゃストリート。

会員募集中! 「あなたのお口添えを」

一都税からのお知らせ

都税の納付には、スマートフォン決済アプリをご利用いただけるほか、インターネット上の専用サイトからクレジットカードでも納付できます。

また、口座振替や金融機関・郵便局のページ対応のインターネットバンキング、モバイルバンキング、ATMでも納税できますので、ぜひご利用ください。

都税の納税はスマホ決済アプリが簡単・便利！

～スマートフォン決済アプリによる納付（バーコード読み取り）のご案内～

用意するもの

- 「納付書」をお手元にご用意ください。
- 「各種スマホ決済アプリ」にて、「請求書払い」等をご選択ください。

▼都税納付書（例）

バーコード

以下のスマートフォン決済アプリが、バーコード読み取り機能をご利用できます。

各アプリの支払い方法（画面遷移）は、右のQRコードからご確認ください。

※利用方法の詳細については、各アプリ事業者のサイトをご確認ください。
※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

STEP 1 バーコードを読み取る

（例）PayPayの場合、以下のような画面遷移となります
※令和5年4月から、PayPay残高による税金のお支払いはPayPayマネーのみが対象

STEP 2 内容を確認して支払い

（例）PayPayの場合、以下のような画面遷移となります

金額を確認し、「支払う」ボタンを押す

江東＜キャッシュレスNEWS＞

固定資産税・都市計画税、個人事業税の便利な納付方法

※固定資産税・都市計画税の随時課税分は口座振替できませんので、ご注意ください。

口座振替ならWebで手続きでき、納付忘れありません！

✓申込方法（Web）

手順① 納税通知書及び口座情報がわかるもの（通帳や、キャッシュカードなど）をご用意ください。

手順② 下のQRコードを読み取り又はWeb検索

こちらをスマホで読み取ってください！

又は

都税Web口座振替

手順③ 専用サイトにアクセス・必要項目を入力

- 1. 基本情報入力**
納税通知書の氏名や住所、メールアドレス等を入力します。
- 2. 税情報等入力**
口座振替（自動払込）を申し込む税情報、口座名義人情報を入力します。
- 3. メール受信**
入力したメールアドレスに口座振替入力サイトのURLとパスワードのメールが2通届きます。
- 4. 口座情報入力**
サイトにログイン後、口座情報を入力します。
※金融機関の選択後、金融機関サイトへ移動します。
- 5. 受付完了**
決定しましたら、受付完了メールがご登録いただいたメールアドレスに届きます。（※本情報・税情報に不備等がある場合、受付完了後でも画面遷移できないことがありますので、ご注意ください。）

【お問い合わせ先】
＜口座振替手続きについて＞ 東京都主税局徴収部納税推進課 電話 03（3252）0955（平日9時～17時）
＜納税方法について＞ 江東区税事務所徴収課徴収管理課 電話 03（3637）7151（平日9時～17時）

専用サイトでは、以下のようなフォームに必要項目を入力していきます。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



自動ダイレクト

自動ダイレクトとは

e-Taxの申告等データを送信する画面で「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信すると、申告等データの送信と併せてダイレクト納付の手続をすることができる機能です。

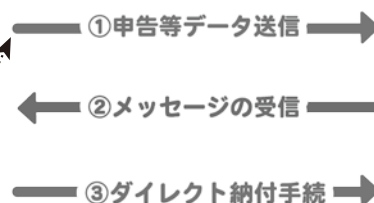
※令和 6 年 4 月から e-Tax でご利用いただけるほか、民間のソフトウェア開発事業者が提供する各種会計ソフトにも順次対応を依頼しています。

こんな方に
おススメ!

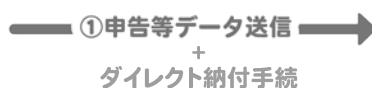
源泉所得税を毎月納付する方など
納付の機会が多い方



ダイレクト納付利用の場合



自動ダイレクトを利用すると…



POINT!

自動ダイレクトを利用すると、口座引落日は各申告手続の法定納期限になります。

※法定納期限当日に自動ダイレクトの手続をした場合は、その翌取引日。

申告等データ送信画面でチェックを入れるだけで簡単納付♪

個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号の入力が不要な手続きです。
提出先税務署等	税務署
添付書類	なし
提出年月日	令和6年5月27日

自動ダイレクト

本申告は自動ダイレクトの対象です。自動ダイレクトとは①
※申告等により法定納期限が延長されている方は、口座引落日等について必ずご確認ください。

☒ 私(当社)は、申告した納税額について、自動ダイレクトを利用し、下記の口座からの引落しにより納付します

申告と納付手続が同時に完了!!



詳細は国税庁ホームページ
「自動ダイレクト」をご覧ください。



自動ダイレクトの利用方法は
「ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)
マニュアル」をご覧ください。



源泉部会3月研修会

源泉部会では、去る3月19日(水)カメラアプラザ研修室に於いて、3月研修会が開催され25名が参加した。

研修会では、初めに大和証券(株)ワークプレイスビジネス部ご担当者より「新DeCoについて」運用の基礎知識や税制メリットなどについて、ご講演いただいた。

次に、江東東税務署法人課税第1部門大久保上席と、同じく中藤上席より「令和7年度税制改正について」税制改正大綱ベースで、改正点や気を付けたいポイント、制度の枠組みなどについて資料を基に詳しくご説明いただいた。



新 iDeCo について説明を受けた。

部会総会のご案内

税務研究部会第54回通常総会が4月22日(火)法人会館に於いて開催された。

講演会では、江東東税務署法人課税第1部門川口統括官を講師にお招きし「適正・公平な税務行政の推進」についてご講演をいただいた。

通常総会では、令和6年度事業報告、決算報告、令和7年度事業計画(案)、収支予算(案)を精査いただき、議案にご承認をいただいた。

各部会の総会はこちらのとおり開催予定となっております。

詳細につきましては、各部会総会ご案内書、もしくは事務局までご確認ください。

◎源泉部会第51回通常総会
開催日時 5月16日(金)
午後3時30分～

◎女性部会第58回通常総会
開催日時 5月21日(水)
午後3時～

◎青年部会第54回通常総会
開催日時 5月23日(金)
午後4時～

第14回 通常総会のご案内

開催日 6月10日(火)

会場 アンフェリシオン

第1部 第14回通常総会 (午後3時30分～)

第1号議案 令和6年度 事業報告承認の件

第2号議案 令和6年度 決算報告承認の件

第3号議案 役員改選(案) 承認の件

報告事項1 令和7年度 事業計画

報告事項2 令和7年度 収支予算

臨時理事会

第2部 懇談会 (午後5時45分～同7時)

会 費 5000円 (懇談会参加者のみ)

【お願い】ご出欠に関わらず、同封の委任状ハガキにて日付、ご署名、ご捺印の上、ご投函願います。

決算法人説明会

江東東税務署と江東東法人会共催による決算法人説明会が、去る3月17日(月)カメラアプラザ研修室に於いて開催され約50名が参加した。

説明会では、初めに江東東税務署法人課税第1部門川口統括官より、ご挨拶をいただいた。

その後、同じく法人課税第1部門大久保上席から決算期の到来する法人を対象にした「改正事項」や「決算の注



多くの方にご参加いただいた。

意点」など気を付けたいポイントや消費税関係・源泉所得税関係のほか、電子帳簿保存法関係についても資料を基に説明があった。



▼千葉県に興味があっても、ない方も私の話を聞いてください。

▼私は、純正千葉県人で千葉県以外に居住したのも人生の中で1年半しかありません。しかも小岩だったので、ほぼ千葉県だと勝手に思っています。(笑)

▼私が、子供の頃から疑問に思っていたことなのですが、千葉県って島なんじゃないの？ということですが、

▼チーバ君の頭頂部から鼻にかけては利根川が流れ、鼻から口にかけては江戸川が流れていて、口から胸、お腹、足、背中、後頭部までは海に面しています。つまり、隣接する都県と陸続きになっている場所が無いのです。

▼ということ、島ですよ。皆さんもそう思いませんか？

▼実は数年前に某TVで検証していて、見た目は島なのですが、学術的には一部人工的な水路があるため、認められないそうです。残念!! (川)

都税だより

5月 は自動車税種別割の納期

自動車税種別割は、毎年4

月1日現在、自動車検査証(車
検証)に登録されている所有
者(割賦販売の場合は使用者)
の方に課税されます。

令和7年度の自動車税(種
別割) 納税通知書は、5月1
日(木曜日)に発送します。

6月2日(月曜日)までに
お納めください。

ご納税は、キャッシュレス
納税が大変便利です。

スマホでカンタン、キャッシュレス納税!

◆自動車税種別割(令和7年度)◆

納期限 令和7年6月2日(月曜日)

お問合せ先	電 話 番 号
東京都自動車税コールセンター	03-3525-4066

納期内納税にご協力をお願いします



e-ページ

不審なメールや電話にご注
意ください!

『被害にあわないための

注意事項』

国税庁(国税局、税務署を
含む)では、ショートメッセ
ージにURLを記載した案内
を送信することはありません。
国税の納付を求める旨や、
差し押さえに関するショート
メッセージやメール、LIN
Eによるメッセージを送信す
ることはありません。

不審なショートメッセージ
やメールを受信した場合や、
国税庁ホームページになりす
ましたサイトを発見した場合
は、アクセスすると被害を受
ける恐れがありますので、ア
クセスや支払いなどしないよ
うご注意ください。

詳しくは、国税庁ホームペ
ージ「緊急のお知らせ」や
フィッシング対策協議会ホー
ムページの「フィッシング詐
欺の詳細」をご覧ください。

行事予定

5月

14日(水)	無料記帳指導・税務相談	午 前 10 時	法 人 会 館
16日(金)	源泉部会 第51回 通常総会	午後 3 時30分	法 人 会 館
17日(土)	第49回社会貢献活動「まちをきれいに」	午前 9 時30分	大 島 地 区
19日(月)	新設法人説明会	午後 2 時30分	法 人 会 館
21日(水)	女性部会 第58回 通常総会	午 後 3 時	法 人 会 館
22日(木)	北砂第2、第3、第4支部合同研修会	午後 6 時30分	砂町文化センター
23日(金)	青年部会 第54回 通常総会	午 後 4 時	法 人 会 館

6月

5日(木)	無料記帳指導・税務相談	午 前 10 時	法 人 会 館
10日(火)	第14回通常総会 第1部 通常総会 第2部 懇談会	午後 3 時30分 午後 5 時45分	アンフェリション アンフェリション
18日(水)	決算法人説明会	午 後 2 時	法 人 会 館
19日(木)	源泉部会・税務研究部会合同研修会 内容 「令和7年度 税制改正」 講師 江東東税務署 担当官	午後 3 時30分	法 人 会 館
20日(金)	東砂第1支部研修会	午 後 6 時	東砂一、二丁目 町 会 会 館
27日(金)	南砂第2、第3、新砂支部合同研修会	午前10時30分	南砂西地区集会場

7月

8日(火)	無料記帳指導・税務相談	午 前 10 時	法 人 会 館
22日(火)、23日(水)又は24日(木)	理事・監事・委員会・部会合同役員会	午 後 5 時	亀 戸 天 神 社

◎各種研修会・説明会には、当会に入会されていない法人および一般の方の参加も可能です。お問い合わせは事務局まで。
☎03-3684-2303

管内法人数 4,177社 法人会員数 1,257社 加入率 30.09% (令和7年3月31日現在)

バックナンバーはホームページをご覧ください。 <https://www.koto-higashi-h.or.jp/>